

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	資料4
令和4年3月9日(水)	

私中高連発第168号  
令和4年3月4日

学校法人制度改革特別委員会  
主査 福原 紀彦 殿

日本私立中学高等学校連合会  
会長 吉田 晋  
[公印省略]

### 「学校法人ガバナンス改革に関する主な論点」に関する意見（3）

#### <監事>

中高法人の監事は、その殆どが無報酬で依頼しているのが実態であり、適任者も限られている状況にある。令和元年の私立学校法の改正で監事機能が強化され、理事の執行状況の監査、理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権、理事の法令違反行為等の差止め請求権などが付与され、これらを踏まえ中高法人でも取り組んでいるところであるが、さらに理事会の議事録の確認や会計監査人による会計監査と監事監査の連携といった役割・権限の強化をすれば、監事の責任・業務量は一層大きなものとなり、新たに引き受け手となる人材の確保はより困難になる。

また、監事による不正行為や学校経営・教育活動に損害を及ぼす行為を防ぐためにも、監事に対する監督・牽制機能が必要ではないか。

#### <会計監査人の設置>

各中高法人では、私立学校法に基づき、監事による財産状況等の監査を受け、また、私立学校振興助成法や学校法人会計基準に従い、公認会計士又は監査法人による日常的な会計指導等を受けつつ、公認会計士等の監査や都道府県のチェックを受けた上で、計算書類や収支予算書を所轄庁に届け出るなど、適正な会計処理に努めているところであり、この上、会計監査人を学校法人の機関として設置する必要はないのではないか。

一方、私立学校法では、会計監査人による監査が行われる場合も、監事による監査の実施が必要とされていること等から、学校法人や監事の負担を軽減することも含めて、学校法人会計の在り方について整理する必要があるのではないかと。

#### <規模等に応じた義務付け>

法人規模が小さい中高法人以下にとって、会計監査人の設置、内部統制システムの整備、監事の常勤化、事業活動実態に関する情報開示等を義務付けることは、経費負担や事務量の増加を伴い、新たな財政的負担となり、延いては学納金の負担増を招くことになるため、学校法人及び私立学校の健全な運営や教育の充実を全体としてみれば、必ずしもプラスに繋がるものではない。

したがって、中高法人以下についてはその規模や地域性（意見（2）参照）を鑑み、会計監査人の設置等の義務付けの対象外とすべきである。

以上